

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
2023年度第2回通常理事会議事録

日 時 2024年3月22日（金） 10:30～12:10  
場 所 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（オンラインにて開催）  
理事総数 14名  
出席者 理事 浅川伸、伊東卓、岩田史昭、沖野眞已、小幡（成瀬）純子、  
（全員オンラインで出席） 宍戸一樹、高杉重夫、竹下啓介、玉川敏彦、  
藤原正樹、八木由里、松本泰介（12名）  
監事 川原貴  
事務局 高杉重夫、杉山翔一、竹内映  
欠席者 理事 鹿島丈博、田口亜希  
監事 辻居幸一  
議事録作成者 高杉重夫（事務局長）

2023年度第2回通常理事会は、定款第40条第1項及び第41条に基づき2024年3月12日に電磁的方法をもって招集された。沖野代表理事より、定款42条第1項の規定に従い、議決に加わることのできる理事14名中12名の出席により定足数を満たしたので本理事会は有効に成立した旨及び出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意思表示ができることを確認し、議事に入った。

**【議決事項】第1号：2024年度事業計画の件（資料1）**

高杉執行理事より資料1に基づき説明し、沖野代表理事から補足説明があり、全会一致で決定した。

**【議決事項】第2号：2024年度事業予算及び同会計別内訳の件（資料2）**

高杉執行理事より資料2に基づき説明し、沖野代表理事から補足説明があり、全会一致で決定した。

**【議決事項】第3号：特定調停合意に基づくスポーツ調停規則改正の件（資料3）**

杉山仲裁調停専門員より資料3に基づき説明があり、沖野代表理事から補足説明があった後、全会一致で決定した。

**【議決事項】第4号：旅費規程改正の件（資料4）**

高杉執行理事より資料4に基づき説明があり、沖野代表理事より補足説明があった後、全会一致で決定した。

**【議決事項】第5号：謝金規程改正の件（資料5）**

高杉執行理事より資料5に基づき説明があり、沖野代表理事より補足説明があった後、全会一致で決定した。

**【議決事項】 第6号：評議員会の開催日程の件（資料7）**

高杉執行理事より資料7に基づき開催方法等について説明があり、全会一致で決定した。

**【報告事項】 第1号：2023年度事業報告（中間報告）の件（資料6）**

伊東執行理事、岩田執行理事、八木執行理事、高杉執行理事より資料6のとおり報告があった。

**【報告事項】 第2号：2023年度決算報告（見込）について（資料2-1）**

高杉執行理事より資料2-1に基づいて報告があった。

**【質問、意見及びその他報告事項等】**

**【議決事項 第1号：2024年度事業計画の件】**

宍戸理事：スポーツ庁委託事業・海外派遣研修に関して。

ビザ取得には非常に時間が掛かるので、それ前提で動いていかないと委託事業契約期間内に長期間研修するというのはかなり難しい。どのような流れで準備をされているのか。

高杉理事：今年度、派遣者が決定してから実際に出発するまでに時間を要してしまったことを教訓に、アンチ・ドーピング関係の派遣について、機構である程度派遣先との調整を行った上で募集するなど改善を図ることとしている。

**【議決事項 第3号：特定調停合意に基づくスポーツ調停規則改正の件】**

竹下理事：「第19条（調停手続の終了）3の2 調停人は、前項の和解契約書に当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意が含まれる場合、特定和解が認証紛争解決手続において成立したものであることを付記して、前項の署名押印を行うものとする。」に関連して、法務省立案担当者の見解としては、この改正案でもそうされているように、①「特定和解」としては、和解契約書に当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意が含まれる場合を想定しているようであるが、法文の解釈としては、②和解契約書とは別に当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされた場合も「特定和解」に含まれるのではないかと、といったことが他の調停機関における調停規則の改正の際に議論されていた。

杉山仲裁調停専門員：現行案でも、②の場合の対応ができないわけではないので、後者の場合があることを事務局運用マニュアルに記し、対応できるようにしたい。

竹下理事：仮に②の場合が特定和解に含まれると解釈されるとしても、第19条の第3項の「相当と認めるとき」に該当するという運用をして調停人に署名を求めるようにすれば、問題はないと思われる。

沖野代表理事：もし他の機関の参考例があるようであれば、事務局まで情報提供いただきたい

い。②について運用面で認識しておくものとして、必ずしもそのための規則改正までは必須でないという理解で、原案の形で審議いただきたい。

**【報告事項 第1号：2023年度事業報告（中間報告）の件】**

八木理事：スポーツ庁の事業での海外派遣の報告は、スポーツ庁のホームページから閲覧することができるが、事務局海外派遣研修（くじ助成事業）に関する報告書については、どこで閲覧することができるのか。

高杉理事：職員の海外派遣は、研修というよりも海外での人脈を広げることが中心の事業になる。補助金の報告としてどこの機関へ赴いてどのようなことをしたのかについては、事業報告をまとめているので、ご連絡いただければ、資料提供は可能である。

**【報告事項 第2号：2023年度決算報告（見込）について】**

松本理事：日本スポーツ仲裁機構在り方検討会議に関連してくることだと思うが、参考として、主事業の仲裁・調停事業とそれ以外の組織運営に関する収支に関する資料をお知らせいただきたい。

高杉理事：承知した。

**【ご意見】**

八木理事：先日CASのカンファレンスに出席したが、セーフガードについてガイドラインが示されるなど取組が進んでいる。JSAAでもハラスメント等の被害者が審問など仲裁手続きの中で証人等になる場合が想定されるなど対応が必要となってくると思うが、どう取り組んでいくのか。

伊東理事：対応を検討しなければならないことではあると認識している。まずは勉強会、研究会といったようなもので理解を深めながら、どうすべきかというところの共通認識を作っていくのがいいのではないかと考えている。

なお、オンラインによる本理事会は通信システムの異常なく終了した。

以上

配布資料

- 資料 1 2024年度事業計画（案）
- 資料 2-1 2023年度決算（見込）及び2024年度予算（案）
- 資料 2-2 2024年度予算（案）会計別内訳
- 資料 3-1 スポーツ調停規則改正
- 資料 3-2 スポーツ調停規則新旧対照表及び改正趣旨
- 資料 3-3 ADR法改正対応
- 資料 4 旅費規程改正
- 資料 5 謝金規程改正
- 資料 6-1 2023年度事業報告（中間報告）
- 資料 6-2 別紙\_J S A A取扱事案数
- 資料 7 評議員会の開催日程
- 資料 8 役員名簿

上記の通り相違ありません。

2024年3月26日

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理事会

議長： 沖 野 眞 己 /s/

監事： 川 原 貴 /s/